

許可申請手数料

許可の種類	関係条文	手数料
敷地と道路との関係の建築許可	第43条第2項第2号	36,000円
公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	36,000円
公共用歩廊等の道路内建築物の許可	第44条第1項第4号	160,000円
壁面線外における建築許可	第47条	160,000円
用途地域における建築等許可	第48条第1～14項（第8項除く）	180,000円
用途地域における増築、改築又は移転の特例許可	第48条第16項第1号	87,000円
用途地域における建築の特例許可	第48条第16項第2号	92,000円
特殊建築物等の敷地の位置の許可	第51条	160,000円
容積率の特例許可	第52条第10項、第11項、第14項	160,000円
建蔽率制限の適用除外等に係る許可	第53条第4項、第5項、第6項第3号	36,000円
敷地面積制限の適用除外に係る許可	第53条の2第1項第3号又は第4号	160,000円
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さ制限の特例許可	第55条第3項	160,000円
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さ制限の許可	第55条第4項各号	160,000円
日影による建築物の高さ制限の特例許可	第56条の2第1項	160,000円
特例容積率適用地区内における建築物の高さ制限の許可	第57条の4第1項	160,000円
高度地区内における高さ制限の特例の許可	第58条第2項	160,000円
高度利用地区内における容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	第59条第1項第3号	160,000円
高度利用地区内における建築物の高さ制限の許可	第59条第4項	160,000円
総合設計制度による容積率及び建築物の高さ制限の許可	第59条の2第1項	160,000円
特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可	第60条の3第1項	160,000円
特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	第60条の3第2項	160,000円
特定防災街区整備地区内の敷地面積制限の適用除外に係る許可	第67条第3項第2号	160,000円
特定防災街区整備地区内の壁面の位置制限の適用除外に係る許可	第67条第5項第2号	160,000円
特定防災街区整備地区内の開口率及び高さ制限の適用除外に係る許可	第67条第9項第2号	160,000円
再開発等促進区等内の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の3第4項	160,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の5の3第2項	160,000円
予定道路に係る容積率の特例の許可	第68条の7第5項	160,000円
仮設建築物建築許可	第85条第6項	108,000円
仮設興行場等建築許可	第85条第7項	195,000円
一団地の総合的設計と総合設計に関する特例の許可	第86条第3項	2棟で238,000円、3以上の場合2を超える1棟ごとに29,000円を加算
連担建築物設計と総合設計に関する特例の許可	第86条第4項	1棟（既存以外）で238,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算
公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例の許可	第86条の2第2項又は第3項	1棟（一敷地内認定、許可建築物以外）で238,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可	第87条の3第6項	108,000円
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可	第87条の3第7項	195,000円